

茨城県警察足跡取扱いに関する訓令

昭和54年9月25日

本部訓令第15号

この訓令は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、足跡の取扱いについて必要な事項を定めたもの。